

議案第 15 号

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程について

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程を別紙のとおり定める。

平成23年 3月 9 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程

(設置)

第1条 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な普遍的価値の維持向上を図るための構成資産（以下「資産」という。）の一体的な保護及び活用の具体的方策を定める包括的保存管理計画の策定にあたり、広く意見を聞くため、包括的保存管理計画策定検討委員（以下「委員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 委員は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、その協議の結果を教育長に報告する。

- (1) 資産に影響を与える諸要素、資産の現状及び登録時点から現在までの資産を取り巻く環境の変化に関する事項
- (2) 琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な普遍的価値を毀損するおそれのある事案に関する事項
- (3) 近年の世界遺産の保存管理計画の動向、海外における保護及び活用の方策に関する事項

(委嘱)

第4条 委員は、文化財の保護及び活用について、学識経験を有する者のうちから沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(報酬等)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(服務)

第6条 委員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。

2 委員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(解嘱)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 委員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

訓令案の概要

部課名 文化課

1 件名

包括的保存管理計画策定検討委員設置規程

2 制定の必要性

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」包括的保存管理計画策定事業を円滑に実施するため、規程の制定を行う必要がある。

3 制定案の概要

(1) 包括的保存管理計画策定検討委員の業務内容

琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な普遍的価値の維持向上を図り、構成資産の一体的な保護及び活用の具体的方策を定める会議に出席し、意見や提言を行う。

(2) 報酬にかかる予算措置状況

世界遺産・無形文化遺産登録関連事業費報酬に計上

(3) 訓令の施行は、平成23年4月1日とする。

4 関係課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

なし